



厚生労働省北海道労働局発表
平成28年 8月15日

担 当	【照会先】 厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課
	課長 新田 稔 主任監察監督官 山崎 陽子 <電話> 011-709-2311 (内線 3541)

報道関係者 各位

66.9%の事業場に対し労働基準関係法令の是正を指導

～平成27年に実施した監督指導の取りまとめ結果～

北海道労働局（局長 田中 敏章）及び管下17労働基準監督署・支署においては、全ての労働者が適法な労働条件の下で、安心かつ安全に働くことができる労働環境の実現を目指し、法定労働条件の履行確保に関する企業への立入調査による是正・改善の指導（以下「監督指導」という。）を計画的に実施しています。

この度、平成27年に管下17労働基準監督署・支署が実施した監督指導の結果について、以下のとおり取りまとめましたので公表します。

1 監督指導結果の概要（別添資料参照）

(1) 何らかの労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した4,247事業場のうち2,842事業場（66.9%）でした。（別添資料1頁の図1）

(2) 主な違反事項は、

危険な作業をさせていたなどの安全基準に関するもの1,001件（23.6%）

違法な時間外労働など労働時間に関するもの791件（18.6%）

健康診断に関するもの520件（12.2%）

賃金不払残業など割増賃金に関するもの500件（11.8%）

労働条件の明示に関するもの355件（8.4%）

などとなっています。（別添資料1頁の表1及び2頁の表2）

2 業種別の違反の状況（別添資料3頁の図2）

(1) 違反率の高い業種は、運輸交通業84.0%、製造業70.1%、農林業69.7%でした。

(2) 主な業種の違反事項は、

建設業 安全基準574件（35.7%）、労働時間48件（3.0%）、衛生基準45件（2.8%）

製造業 安全基準257件（29.4%）、労働時間228件（26.1%）、衛生基準156件（17.8%）

商業 労働時間145件（25.4%）、割増賃金107件（18.7%）、健康診断93件（16.3%）

運輸交通業 労働時間107件（48.9%）、健康診断56件（25.6%）、割増賃金38件（17.4%）

などとなっています。（別添資料3頁の表3及び4頁の表4～6）

3 今後の取組

北海道労働局では、今後とも関係法令の周知徹底を図るとともに、業種、職種等の法定労働条件上の問題点を的確に把握して効果的な監督指導の実施を図ります。また、重大又は悪質な事案については、司法処分に付すなど厳正に対処します。

1 監督指導結果の概要

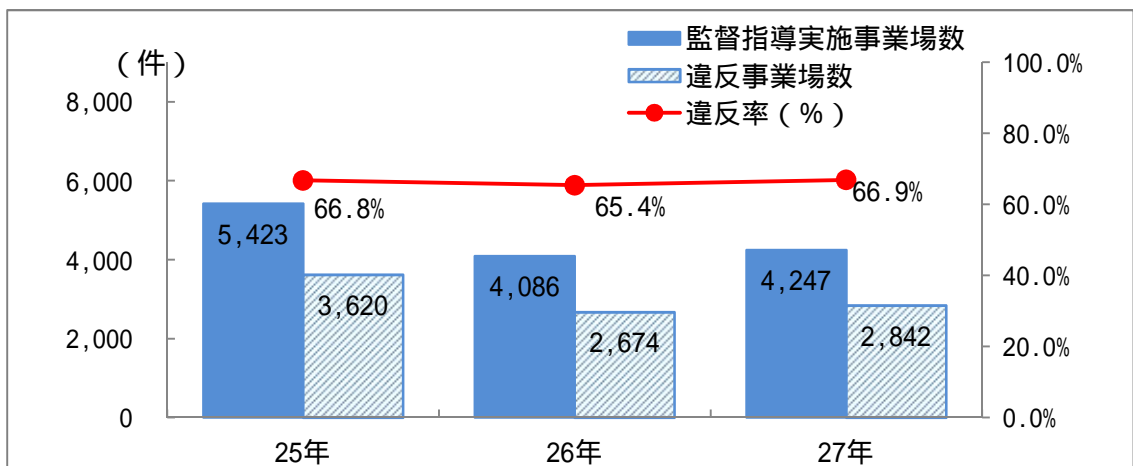
(1) 平成25年から平成27年の各年に、北海道内の17労働基準監督署(支署)が実施した監督指導について、その実施事業場数、違反事業場数、違反率は図1のとおりです。

平成27年は4,247件のうち2,842件(66.9%)で労働基準関係法令違反が認められました。また、労働災害の危険性が高い機械・設備等に関する使用停止命令等の行政処分は154件となっています。

機械の回転軸に安全カバーが設けられていない、足場に手すりが設けられていないものなど、労働災害発生の危険性が高い機械・設備に対して、安全措置を講じるまでの間、機械等の使用又は作業を禁止するなどの措置

図1 監督指導実施事業場数等の状況(平成25年～平成27年)

監督指導実施事業場数は、重点とする事業場の特性等により増減はあるものの、毎年4,000～5,000件程度となっている。また、違反率は65%程度で推移している。



(2) 平成27年に実施した監督指導について、その主な違反事項ごとの違反事業場数及び違反率は表1のとおりです。

なお、主な違反事項における態様は表2のとおりです。

表1 主な違反事項、違反事業場数及び違反率(平成27年)

労働災害の防止等に関連する安全基準に関するもの、長時間労働の抑制等に関連する時間外労働に関するものが多く、次いで健康管理に関連する健康診断に関するもの、契約内容の明確化によるトラブルの未然の防止に関連する労働条件の明示に関するものなどとなっている。

主 な 違反事項	労働条件の明示	労働時間	割増賃金	就業規則	安全基準	衛生基準	定期自主査	健康診断
違反事業場数(件)	355	791	500	224	1,001	216	238	520
違反率	8.4%	18.6%	11.8%	5.3%	23.6%	5.1%	5.6%	12.2%

表2 主な違反事項の態様

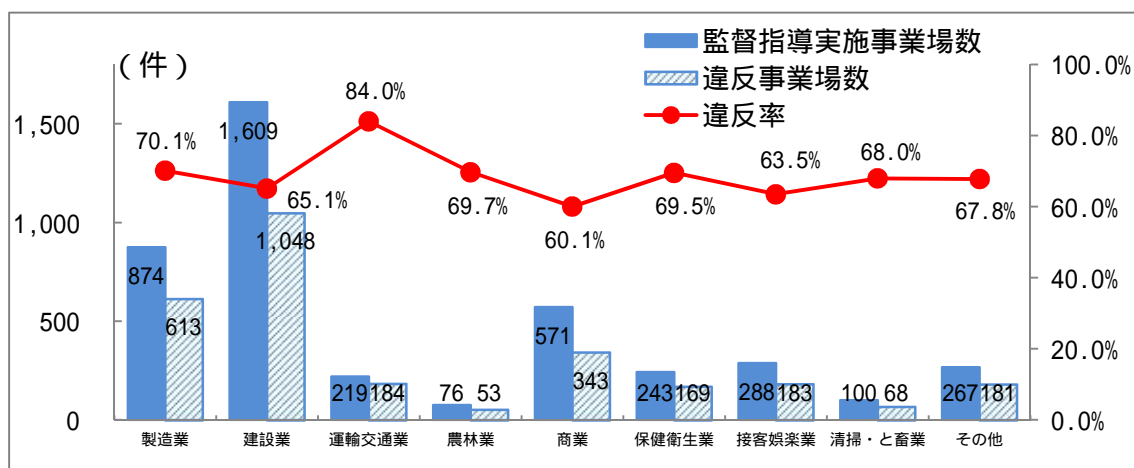
違反事項	態様
労働条件の明示 (労基法 15 条)	<ul style="list-style-type: none"> 労働契約締結の際に、賃金・労働時間等の労働条件を書面交付により明示していない。
労働時間 (労基法 32・40 条)	<ul style="list-style-type: none"> 1 年単位の変形労働時間制等の労使協定の締結・届出なく法定労働時間(1 週 40 時間又は 1 日 8 時間)を超えて労働させている。 時間外労働に関する協定(3 6 協定)の締結・届出がないのに、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせている。 3 6 協定の締結・届出はあるが、協定の範囲を超えた長時間の時間外労働をさせている。
割増賃金 (労基法 37 条)	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていない。 割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていない。
就業規則 (労基法 89 条)	<ul style="list-style-type: none"> 10 人以上の労働者を使用するのに、就業規則を作成・届出していない。
賃金台帳 (労基法 108 条)	<ul style="list-style-type: none"> 手当額、時間外労働の時間数等の必要事項を賃金台帳に記載していない。
安全衛生管理体制 (安衛法 11・12 条)	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理者又は衛生管理者を選任していない。
安全衛生基準 (安衛法 20～25 条)	<ul style="list-style-type: none"> 開口部に墜落防止用の手すり等を設けていない。 機械に有効な安全装置を設けていない。 機械を停止しないで清掃、修理作業等を行わせている。
定期自主検査 (安衛法 45 条)	<ul style="list-style-type: none"> 車両系建設機械やフォークリフト等の機械について、法定の自主検査を行っていない。
健康診断 (安衛法 66 条)	<ul style="list-style-type: none"> 常時使用する労働者に対して、1 年以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を行っていない。

2 業種別の違反の状況

(1) 平成27年に実施した監督指導結果の業種別の状況は図2のとおりです。

図2 監督指導結果の業種別の状況（平成27年）

年間6,500件を超える労働災害の防止、化学物質による健康障害防止等のため、建設業、製造業をはじめとする工業的業種に対する監督指導が多くなっている。このほか、商業などの第三次産業に対しては、違法な時間外労働の是正、労働条件の明確化を図るため、多様な業種に対して監督指導を実施している。



(2) 平成27年に実施した監督指導について、その主な業種の違反事項ごとの違反事業場数及び違反率は表2～4のとおりです。

表3 建設業の違反事項、違反事業場数及び違反率（平成27年）

建設業については、労働災害防止を目的として工事現場への監督指導を重点的に行っており、違反事項としては、足場、開口部等からの墜落防止措置、重機の安全措置等に係るものなどの安全基準に関するものが多くなっている。その要因として、元方事業者が下請負人に対して必要な指導を行っていなかったことなどもあげられ、その点の指導も併せて行っている。

主 な 違反事項	労働条件の明示	労働時間	割増賃金	就業規則	安全基準	衛生基準	定期自主検	健康診断
違反事業場数(件)	25	48	40	8	574	45	43	29
違反率	1.6%	3.0%	2.5%	0.5%	35.7%	2.8%	2.7%	1.8%

表4 製造業の違反事項、違反事業場数及び違反率（平成27年）

違反事項としては、機械・設備の不備ほか、修理・調整・清掃時の機械の運転停止等の安全基準に関するものが多い。次いで、違法な時間外労働などの労働時間や健康診断に関するものも多くなっている。

主 な 違反事項	労働条件 の明示	労働時間	割増賃金	就業規則	安全基準	衛生基準	定期自主 検査	健康診断
違反 事業場数(件)	87	228	127	45	257	141	129	156
違反率	10.0%	26.1%	14.5%	5.1%	29.4%	16.1%	14.8%	17.8%

表5 商業の違反事項、違反事業場数及び違反率（平成27年）

違反事項としては、違法な時間外労働などの労働時間、割増賃金に関するものが多く、その他に労働条件の明示、健康診断に関するものといった基本的な労働条件の確保に関するもの多くなっている。

主 な 違反事項	労働条件 の明示	労働時間	割増賃金	就業規則	安全基準	衛生基準	定期自主 検査	健康診断
違反 事業場数(件)	87	145	107	47	34	13	22	93
違反率	15.2%	25.4%	18.7%	8.2%	6.0%	2.3%	3.9%	16.3%

表6 運輸交通業の違反事項、違反事業場数及び違反率（平成27年）

違反事項としては、長時間労働の抑制等に関連する時間外労働に関するものが特に多く、次いで、健康管理に関連する健康診断に関するもの、割増賃金に関するもの多くなっている。

主 な 違反事項	労働条件 の明示	労働時間	割増賃金	就業規則	安全基準	衛生基準	定期自主 検査	健康診断
違反 事業場数(件)	33	107	38	27	36	6	18	56
違反率	15.1%	48.9%	17.4%	12.3%	16.4%	2.7%	8.2%	25.6%